

令和3年第1回

福岡地区水道企業団議会(定例会)議案

福岡地区水道企業団

目 次

議案第 1 号 令和 2 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案（第 1 号）

議案第 2 号 令和 3 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

議案第 3 号 福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例案

議案第1号

令和2年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案（第1号）

△印減

（総 則）

第1条 令和2年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

第2項の年間総供給水量「91,567,674立方メートル」を「90,567,972立方メートル」に、第3項の一日平均供給水量「250,871立方メートル」を「248,131立方メートル」に、第4項の設備費 事業費「3,225,046千円」を「3,232,426千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	水道用水供給事業収益	12,710,219千円	△ 63,314千円	12,646,905千円
第1項	営業収益	11,446,366千円	△ 10,996千円	11,435,370千円
第2項	営業外収益	1,263,853千円	△ 52,318千円	1,211,535千円

		支 出		
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	水道用水供給事業費用	11,375,079千円	△ 262,861千円	11,112,218千円
第1項	営業費用	10,800,380千円	△ 275,592千円	10,524,788千円
第2項	営業外費用	569,699千円	6,580千円	576,279千円
第3項	特別損失	－千円	6,151千円	6,151千円

(資本的収入及び支出)

第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「6,001,918千円」を「6,037,209千円」に改める。)

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	1,623,408千円	△ 27,911千円	1,595,497千円
第2項 出 資 金	952,993千円	△ 27,911千円	925,082千円

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	7,625,326千円	7,380千円	7,632,706千円
第1項 設 備 費	3,225,046千円	7,380千円	3,232,426千円

令和3年2月1日提出

福岡地区水道企業団

企業長 中村 貴久

議案第2号

令和3年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

(総 則)

第1条 令和3年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 用水供給先 福岡市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日那珂川水道企業団、古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町、宗像地区事務組合、糸島市
- 2 年間総供給水量 91,456,683 立方メートル
- 3 一日平均供給水量 250,566 立方メートル
- 4 主要な建設改良事業

	設備費	事業費	
			3,161,195 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道用水供給事業収益		12,702,647 千円
第1項	営 業 収 益		11,447,187 千円
第2項	営 業 外 収 益		1,252,385 千円
第3項	特 別 利 益		3,075 千円
		支	出
第1款	水道用水供給事業費用		11,605,690 千円
第1項	営 業 費 用		11,202,333 千円
第2項	営 業 外 費 用		395,253 千円
第3項	特 別 損 失		3,104 千円
第4項	予 備 費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,307,979千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	1,378,854 千円
第1項	国 庫 補 助 金	297,912 千円
第2項	出 資 金	1,053,861 千円
第3項	その他の資本的収入	27,081 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	7,686,833 千円
第1項	設 備 費	3,161,195 千円
第2項	国 営 事 業 等 負 担 金	625,192 千円
第3項	償 還 金	3,861,546 千円
第4項	国 庫 補 助 金 返 還 金	33,900 千円
第5項	予 備 費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管 路 整 備 事 業 (令和3年度分)	令和4年度	千円 720,000

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(構成団体からの補助金)

第 8 条 水源開発施設整備の支払利息にあてるため構成団体から補助を受ける金額は、62,242千円である。

令和 3 年 2 月 1 日提出

福岡地区水道企業団
企業長 中村 貴久

議案第3号

福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月1日

福岡地区水道企業団 企業長 中村 貴久

理由

この条例案を提出したのは、地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日に施行されたことに伴い、規定の整備を行う必要があるによる。

福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福岡地区水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例（昭和48年福企条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。